# 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出日】 平成19年10月31日

【事業年度】 第89期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】 株式会社豊和銀行

【英訳名】 THE HOWA BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】取締役頭取棚原 憲治【本店の所在の場所】大分市王子中町4番10号【電話番号】097(534)2611 (代表)

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 牧野 郡二

 【最寄りの連絡場所】
 同上

 【電話番号】
 同上

 【事務連絡者氏名】
 同上

【縦覧に供する場所】 株式会社豊和銀行 福岡支店

(福岡市博多区中洲5丁目4番20号) 証券会員制法人福岡証券取引所

(福岡市中央区天神2丁目14番2号)

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出した第89期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

# 2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

# 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_線で示しております。

### 第一部【企業情報】

### 第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的考え方

(略)

(2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

(略)

(3) 社外取締役と社外監査役との関係

(略)

(4) 役員報酬の内容

(略)

(5) 監査報酬の内容

(略)

(6) 取締役の定数

(略)

(7) 取締役の選任の決議要件

(略)

(8) 株主総会の特別決議要件

(略)

(訂正後)

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的考え方

(略)

(2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

(略)

(3) 社外取締役と社外監査役との関係

(略)

(4) 役員報酬の内容

(略)

(5) 監査報酬の内容

(略)

(6) 取締役の定数

(略)

(7) 取締役の選任の決議要件

(略)

(8) 株主総会の特別決議要件

(略)

(9) 自己の株式の取得に関する事項

当行は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸政策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

(10) 中間配当に関する事項

当行は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定に定める剰余金の配当(中間配当)を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款で定めております。

## 1【提出理由】

当行の取引先である株式会社ソゴウが、平成19年6月6日に大分地方裁判所に破産手続開始の申立を行いました。この結果、同社に対する債権について取立不能又は取立遅延のおそれが生じましたので、証券取引法第24条の5第4項、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項、第2項第11号及び第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

株式会社ソゴウに対する債権の取立不能又は取立遅延のおそれについて

(1) 当該取引先の概要

名称 株式会社ソゴウ

住所 大分県大分市中央町2丁目8番6号

代表者の氏名 代表取締役 葉美妹

資本金の額 50百万円

(2) 当該債務者等に生じた事実及びその事実が生じた年月日 平成19年6月6日 破産手続開始申立 (大分地方裁判所)

(3) 当該債務者等に対する債権の種類及び金額

貸出金 850百万円

(4) 当該事実が当行の事業に及ぼす影響

上記債権のうち、担保等で保全されていない部分(450百万円)については、平成19年度中間決算において全額貸倒引当金を計上します。